インフルエンザ出席停止早見表

恵那市教育委員会

- ◆法律(学校保健安全法施行規則)では、インフルエンザによる出席停止の期間は 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日経過するまで」と定められています。
- ◆症状が出た翌日や数日後に検査し陽性と判断された場合でも、症状が出た日を 「発症した日(0日目)」としてください。

発症後(解熱後)の 日数の数え方		発症した日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
(E 5)	発症後 1日で	発熱	下がった	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症して 4日目	発症して 5日目		
Aさん	解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
1818	発症後 2日で	発熱	発熱	下がった	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症して 5日目		
Bさん	解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
(E 5)	発症後 3日で	発熱	発熱	発熱	下がった	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
Cさん	解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
	発症後 4 日で	発熱	発熱	発熱	発熱	下がった	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
Dさん	解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能